

平成 29 年 11 月
防 衛 省

防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令の一部を改正する省令案に関する意見の募集結果について

防衛省において、平成 29 年 7 月 31 日（月）から同年 8 月 29 日（火）までの間、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令の一部を改正する省令案について、広く国民の皆様からの御意見を募集しましたところ、2 件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見とそれに対する防衛省の考え方を別紙のとおり報告いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも、防衛省・自衛隊に御協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

○ 防衛省大臣官房監査課

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

TEL: 03-3268-3111（内線20982）

意見内容等について

番号	項目	意見の内容	意見に対する考え方	省令案の修正
1	全般	当省令案に賛成します。 そもそも長年、陸上自衛隊が活動を行ってきた、このような当り前の事が、何十年も改正されていない事に疑問を感じます。 他にも見落としている事が無いのか、検証する必要があると感じます。	いただいた御意見は、本改正案に対する賛同意見として承ります。 自衛隊の物品の無償貸付については、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第13条の規定により、これまでも災害派遣した部隊等から災害被害者に対して、被服や寝具等の物品の無償貸付を行ってきました。 他方、これまでであれば、陸上自衛隊の使用する船舶（主にゴムボート）の航行はごく沿岸にとどまっていたことから、船舶が海難被害者を救助することが想定される場面は、海上自衛隊の使用する船舶に限られていました。 しかしながら、今般、島嶼防衛の強化のため、陸上自衛隊に平成29年度末に新編する水陸機動団に水陸両用車両（AAV7）を導入するに際し、他の陸上自衛隊の使用する船舶も含め見直しを行った結果、本省令を改正し、当該船舶が航行中に海難被害者を救助した場合に備え、自衛隊の物品を無償貸付できる範囲を拡大することとしたものです。 いずれにいたしましても、陸上自衛隊へのAAV7の導入に当たって、関連規則の整備には遺漏ないよう十分注意してまいります。	なし
2	全般	反対ではないが、盗難他犯罪事態を防ぐため、一般に市販されている服ではなく、それと分かる特徴のある統一した衣服を用意するようにされたい。 （でないと、好みの服の早い者勝ちや交換取引等、不要な諍いを生む可能性もあるものであるもので、一時的に貸与するものには特徴のある統一した衣服を用いられたい。）	防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第13条の趣旨は、自衛隊が災害救助を行った場合に、災害被害者に対し、自衛隊が自隊の運用のために平素から保有している被服や寝具等の物品を無償で貸し付けることができることとするものであり、災害被害者用の被服や寝具等をあらかじめ別に用意しているものではありません。 したがって、無償貸付する被服や寝具等は、基本的に自衛隊専用品であり、市販品ではありません。 なお、自衛隊の物品については、物品管理法に基づく適正な管理を行う必要があり、貸付けに当たっては、盗難等を防ぐよう、注意を払ってまいります。	なし